

資格に関する規定の見直し(社会教育法等の一部を改正する法律案)

● 主管課(課長名)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課(課長: 平林 正吉)

● 関係課(課長名)

● 施策目標及び達成目標

施策目標 1-1 生涯を通じた学習機会の拡大

高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関等において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。

● 規制の概要

社会教育主事、司書及び学芸員等の社会教育関係の専門職については、社会教育主事は社会教育法第9条の4において、司書は図書館法第5条において、学芸員は博物館法第5条において、それぞれ資格要件が規定されているが、その内容は概ね、

- ① 一定の学歴要件(大学に2年以上在学し、62単位以上を修得していること等)
- ② 一定の実務経験(3年以上社会教育主事補等の実務経験があること等)
- ③ 大学等が行う講習を修了していること

の組み合わせにより定められている。

このうち②における実務経験については、社会教育主事、司書及び学芸員について、それぞれ、社会教育主事補、司書補、学芸員補としての勤務経験を中心としている。このことに関し、今般、社会教育に係る専門職となる資格を取得するための要件として評価される実務経験が、社会教育主事補、司書補又は学芸員補のいずれでも可となるよう範囲を拡大することとする。

● 規制の必要性

近年、図書館と博物館による共同企画や連携事業の実施など社会教育施設相互間の連携協力が進展しており、図書館・博物館の事業が、単に図書の貸し出しや博物館資料の展示のみならず、来館者や学習団体等への指導・援助、活動の機会の提供など、より積極的に幅広いものとなってきている。このため、社会教育関係の専門職として求められる知識・技能やその職務に関する理解は、当該専門職が配置される社会教育施設で従来求められてきたものにとどまらなくなってきている。その意味で、当該専門職となる者とする者に、社会教育に係る専門職についての基礎的素養としての知識・理解や職に関する理解の習得として、他の実務経験も含めた多様な経験を認めることは、幅広い素養の上に専門的知識・技能を有する専門職の養成・確保の観点から大きな意味を有している。同時に、当該専門職にあることにより獲得することができる経験や職種に関する理解も、当該社会教育施設固有の業務に関する経験・理解にとどまらなくなってきている。

また、中央教育審議会答申素案(平成20年1月23日)においても、「社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格が社会教育に係る専門的な資格として共通する部分も多いことにかんがみれば、例えば、司書や学芸員となるために社会教育主事等の社会教育に係る専門的職員としての実務経験を評価できるようにすること等が適当と考えられる」と指摘されているところである。

このため、社会教育主事、司書及び学芸員の資格取得における、それぞれの実務経験を基にした資格付与について、当該職以外の職に関する実務経験も認めることを可能とする。

これにより、例えば、博物館において、書籍の収集・整理にあたる経験を通じた図書館業務に関する理解も有する学芸員を登用することや、図書館において展示・解説事務の経験など博物館運営に関する理解を有する司書を登用することなどが容易となり、当該地域の複数の種類の社会教育施設の実情を深く理解する専門的職員の養成・登用が容易となるとともに、このような専門的職員の増加を通じて、施設の種別を超えた連携協力の一層の進展に資することとなる。

● 規制の便益分析

【規制を緩和することにより得られると見込まれる便益】

直接便益: 資格を取得するために必要な実務経験の範囲を拡大することにより、より多様な人材に対し、社会教育に係る専門的資格取得の機会を拡げることができる。

社会便益: 例えば、博物館において、書籍の収集整理に当たる経験を通じて図書館業務に関する理解も有する学芸員を登用することや、図書館において、博物館運営に関する理解を有する司書を登用することなどが容易となり、当該地域の博物館と図書館の双方の実情を深く理解する専門的職員の養成・登用が容易となるとともに、このような専門的職員の増加を通じ

て、施設の種別を超えた連携・協力が一層進むことに資することとなる。また、利用者についても、より幅広い知識・経験を持った専門的職員から多様な学習機会の提供を受けることが可能となる。

【規制を緩和することにより見込まれるリスク】

本規制緩和の実施により、社会教育主事、司書、学芸員として不適当な者に資格が付与されるのではないかとというリスクが想定し得る。

しかし、本規制緩和は、資格取得のための実務経験として認められる範囲を社会教育に係る専門職としての基礎的素養と評価できるものに限って拡大するものであり、また、それぞれの資格の専門性は、別途資格要件とされている講習、大学における科目履修により担保される。

したがって、社会教育主事、司書、学芸員として不適当な者に資格が付与されるのではないかと、というリスクは極めて低いと考えられる。

●規制の費用分析

各資格の実務要件の範囲の拡大により見込まれる費用については、以下の通り。

【遵守費用】

規制緩和を行うものであり、特段発生しないと考えられる。

【行政費用】

特段発生しないと考えられる。

【社会的費用】

特段発生しないと考えられる。

以上により、本規制緩和に伴う便益は高く、また費用の増加はほとんど想定されないことから、本規制緩和を実施することは適切であると考えられる。

●想定できる代替手段との比較考量

代替手段としては、資格を取得するために必要な実務経験の範囲を社会教育に係る専門職としての基礎的素養と評価できるものに限らず、無制限に拡大することが考えられるが、資格が本来想定している職務と深い関連を有しない経験を評価することは、地域において社会教育を行う社会教育主事等に求められる資質とは無関係であることから、適切でない判断した。

●審議会等における検討結果および有識者等の見解

(中央教育審議会生涯学習分科会 答申素案 平成20年1月23日)

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(仮称)

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習・社会教育の再構築

(3) 生涯学習振興行政・社会教育行政の推進を支える人材

(社会教育に関する専門的職員について)

- このほか、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて身に付けられるようにするべきではないかとの指摘がある。他方で、これらの専門的職員については、それぞれ勤務する場所も専門性も異なるとの指摘もなされている。また、現在も養成における共通科目として「生涯学習概論」が設けられているが、社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格が社会教育に係る専門的な資格として共通する部分も多いことにかんがみれば、例えば、司書や学芸員となるために社会教育主事等の社会教育に係る専門的職員としての実務経験を評価できるようにすること等が適当と考えられる。

(文部科学省政策評価に関する有識者会議委員の意見)

平成20年2月5日～12日意見聴取

- ① 施設の種別を超えた連携協力の発展に資するようにする、より幅広い知識・経験を持った専門的職員から多様な学習機会が提供されるようにするよう国として努力していただきたい。
- ② 本規制緩和の効果을あげるために、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて身につけることも重要になるため、今後、そのような改革にも着手していただきたい。
- ③ 評価結果の記述については、項目を設けるなど工夫すべきである。

●レビューを行う時期

●備考